



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2021年10月26日号

感染防止対策への補助に関し具体事項示される ～新型コロナ対策

《背景》 新型コロナウイルスの感染防止対策に係る医療機関等の「かかり増し」経費を補助するための具体事項が、厚生労働省の事務連絡等で示された。

《解説》 補助は、9月までの診療報酬の臨時的な取り扱いであった診察料等への加算に代わる形の継続支援です。院内等での感染拡大を防ぐために必要なかかり増し経費に対する支援が目的で、10月1日から12月31日までの感染拡大防止対策に要する費用が幅広く対象になります。また、感染症患者・疑い患者の受入れ対応は補助の要件となっておりません。補助の申請については、医療機関等の事務の簡素化の観点から、領収書等の証拠書類の添付は省略し、インターネット利用による電子申請が予定されています。電子申請が困難な場合の問い合わせ先や、補助に関する照会先は、「厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター」(TEL0120-336-933/平日9:30～18:00)です。

◎新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の概要

- 病院・有床診療所(医科・歯科) **10万円**
- 無床診療所(医科・歯科) **8万円**
- 薬局、訪問看護事業者、助産所 **6万円**

上限額

2021年10月1日から12月31日までの感染拡大防止対策に要する費用が補助対象。

※従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。

医療機関等

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料および賃借料、備品購入費

事業に要する費用が確定

※物品であれば納品が完了し費用が確定してから。

オンラインで補助申請

※11月1日(予定)に電子申請に関する事項を厚生労働省の特設ページに掲載。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

基本情報(施設・代表者名や振込先等)と感染拡大防止対策に要した費用(品目、数量、金額等)を入力

※厚生労働省の事務連絡「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について」(2021年10月7日付)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000840776.pdf>)および同補助金に関する医療機関等への案内(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000840772.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002
TEL. 03-6451-1617